

# 論文の内容の要旨

## 論文題目

### 我が国のエコツアーガイド従事者による 自然観光資源の保全に関する研究

(A Study on Conservation of the Natural Tourism Resources  
by Ecotourism Guide Workers in Japan)

氏 名 武 正憲

#### 第1章 背景と目的

エコツーリズムは「自然環境を学びながら利用する観光であり、その自然環境への負荷を抑えることで自然環境を保全し、自然環境を利用した観光による地域経済の発展を目指す観光」である。また、この観光を実現させるツアーがエコツアーと呼ばれ、エコツアーガイド従事者（以下、「E Tガイド」と記す。）が観光者に自然観光資源を案内することが前提である。我が国で2007年に制定されたエコツーリズム推進法では、エコツーリズムは観光者がE Tガイドから案内または助言を受け、自然観光資源の保全に配慮しつつ、自然観光資源と触れ合い、知識および理解を深める活動と定義される。

ただし、エコツアーで自然観光資源を保全するには、E Tガイドが自然観光資源に配慮するだけでは不十分である。先進地ではE Tガイドが自然観光資源を持続的に利用するため、保全管理者は、E Tガイドが有する自然観光資源の知識やその観察機会を活用し、保全対策を実施している。そして、保全管理者は、E Tガイドが自然観光資源を保全するための役割を定めている。我が国では、エコツーリズム推進法が制定され、全国各地でエコツアーが推進されているが、エコツアーが盛んな地域では自然観光資源が保全されないという問題がある。一方、その他の地域では、E Tガイドは十分な収入を得られず、エコツアーが観光業として成立しないという問題がある。

我が国のE Tガイドは、保全管理者の補助ができる自然観光資源の知識や観察機会を有することが指摘されているが、E Tガイドの役割を定めた制度はなく、具体的にE Tガイドの自然観光資源の知識や観察機会を把握した研究も見られない。また、エコツアーが観光業として成立しつつ、E Tガイドが自然観光資源を持続的に利用するための保全制度や保全対策は検討されていない。

本研究では、我が国のE Tガイドがエコツアーで自然観光資源を利用しつつ、E Tガイドが実践することが可能な自然観光資源の保全についてその内容と程度を明らかにするために、以下の3つの研究目的を設定した。研究目的1は、我が国のE Tガイドの役割を示し、その役割の中からE Tガイドが自然観光資源を持続的に利用するための「保全の役割」の実施状況を明らかにすることである。研究目的2は、E Tガイドの自然観光資源に対する保全意識と保全行動を推測することである。研究目的3は、現地調査によりE Tガイドの自然観光資源についての知識とその観察機会、観察対象の特徴を解明することである。

## 第2章 我が国のエコツアーガイド従事者の役割

文献調査により、E Tガイドが担っている役割と、我が国の自然観光資源の保全管理者の補助員の役割を示し、この2つの役割の対応関係から、我が国のE Tガイドがエコツアーを行なう上での役割を推定した。まず、E Tガイドが担っている役割は、E Tガイドの役割を扱う文献と国外の先進地の事例から、9項目を示した。つぎに、補助員の役割は、国立公園の保全管理者の補助員制度（自然公園指導員制度、パークボランティア制度、グリーンワーカー制度、アクティブ・レンジャー制度）の補助業務から、8項目を示した。E Tガイドが担っている役割と補助員の役割の内容の対応関係から、我が国のE Tガイドの役割は11項目であると推定し、利用の役割（4項目）と保全の役割（7項目）に分類した。我が国のE Tガイドが自然観光資源を持続的に利用するための「保全の役割」は、「現地での保全行動の動機づけ」「観光者の監視」「保全管理者への情報提供」「資源モニタリング」「施設整備」「美化清掃」「長期的視点での環境教育」の7項目である。

## 第3章 エコツアーガイド従事者の役割に対する関心の把握

第2章で提示した我が国のE Tガイドの役割が、我が国のエコツーリズムで認識されている役割であるかを確認した。我が国で発行されたエコツーリズムに関する論文を対象とし、各論文中のE Tガイドに関する記述を抜き出し、計量書誌学的手法で分析し、我が国のE Tガイドの役割として認識されているかを確認した。第2章で推定した我が国のE Tガイドの役割の11項目全てに対応する記述を確認し、11項目の役割は全て我が国で認識された役割であることを示した。さらに、我が国のエコツーリズムの歴史を歴史的事実と既往文献の事例地の特徴をもとに4つに時代区分し、その時代区分毎に11項目の役割を記述した論文数を集計した。その結果、我が国におけるE Tガイドの役割への関心は、エコツーリズムの普及にあわせ、利用の役割への関心が増え、保全の役割への関心は低くなることを示した。

#### 第4章 野外活動愛好家の環境保全意識

我が国では、エコツアーが盛んに行われている地域は限られており、エコツアーが観光業として成立しない地域が多く、十分に収入を得ているETガイドは少ないと考えられる。しかし、近年では、専用道具を利用した野外活動が普及し、そのガイド従事者が自然観光資源を案内または解説することでエコツアーとして成立する事例が増えている。そこで、今後エコツアーに発展する可能性が高く、ETガイドとして活動する可能性のある野外活動愛好者へアンケート調査を行い、ETガイドの自然観光資源に対する保全意識と保全行動を、その結果から推測した。環境に配慮する印象があるカヌーと環境に配慮する印象がないマウンテンバイクを事例に、ガイド経験者と非ガイド経験者に分けて分析した。いずれの野外活動でも、ガイド経験者は野外活動を行う自然環境への関心が高く、美化清掃やトレイルの維持といった利用する自然環境を保全する行動を実施する傾向が高いことが示唆された。このことから、環境に配慮する印象があるかないかに関係なく、ガイド経験者は、利用する自然環境に対する保全意識と保全行動を実施する傾向が高いことが示され、エコツアーの内容にかかわらず、ETガイドは「保全の役割」を実践する可能性があると推測した。

#### 第5章 エコツアーガイド従事者による自然観光資源の保全に関する事例研究

事例研究の対象地は、エコツーリズムが推進される地域の中から、ETガイドによる自然観光資源の保全が最も期待できる地域を選定した。保護地域の指定状況、ETガイドの活動状況、エコツーリズム行政担当者によるエコツアー事業者の活動実態の把握状況、調査研究機関の有無から判断し、長崎県佐世保市南九十九島地域を選定した。

文献調査とヒアリング調査より、自然観光資源の保全のための7つの役割が実施されているか確認した。その結果、ETガイドは、自然観光資源の保全活動に関わっているが、その活動は保全管理者が実施する保全活動とは無関係であることを示した。また、ETガイドは保全の役割の7項目のうち、5項目をエコツアーで自発的に実施することを確認した。

次に、ETガイドが有する自然観光資源についての知識、その観察機会、観察対象の特徴を解明するため、ETガイドが観察した生物種の数、観察範囲、観察頻度、頻繁に観察した生物種の特徴をヒアリング調査と資料調査で確認した。そして、それらの内容を調査専門家の調査記録資料と比較した。ETガイドと調査専門家が観察した生物種は一部共通し、その中に保全対象となる希少生物種が含まれることから、ETガイドは自然観光資源の保全に必要な知識をある程度有することを示した。また、ETガイドはエコツアーで利用する自然地に限定すれば、調査専門家よりも高頻度の観察機会を有することを示した。そして、ETガイドの観察対象の特徴は、観光価値のある生物種や危険な生物種であることを示した。

## 第6章 総合考察

我が国でエコツアーが観光業として成立しつつ、E Tガイドが自然観光資源を持続的に利用するためには、E Tガイドは「利用の役割」に加え、「保全の役割」を実施する必要がある。我が国のE Tガイドは、「保全の役割」を既に自発的に実施している。さらに保全管理者がE Tガイドに保全の役割を提示することで、地域の実状に合わせた保全を自発的に実施することが期待できると考えられる。ただし、E Tガイドは観光者を満足させるために、エコツアーで利用する自然観光資源を拡大する傾向があるので、E Tガイドが自然観光資源への負荷を増加させることが課題になる。一方で、E Tガイドが希少生物種を含む自然観光資源を観察する機会が増えることは、情報収集の機会が増えると捉えることもできる。E Tガイドがモニタリングした自然観光資源の情報を、保全管理者や調査専門家が入手できれば、自然観光資源の状況に応じた管理ができると考える。また、E Tガイドが観察した生物種は観光価値があるという特徴があるので、E Tガイドが「保全の役割」を継続的に実施するためには、その「保全の役割」に観光的な価値が必要であると考えられる。E Tガイドによるモニタリングで得た成果をE Tガイドがエコツアーでの自然解説の素材とするなど、E Tガイドが「保全の役割」を実施すると、観光的な付加価値を得られるようにすれば、継続的な実施が可能であると考えられる。そして、「E Tガイド」「行政担当者」「調査研究機関」の3者がエコツアーに関わり、お互いの役割を補完することで、自然観光資源を保全し、それを利用するエコツーリズムの実現につながると考えられる。

## 第7章 結論

我が国でエコツアーを観光業として成立しつつ、E Tガイドが自然観光資源を持続的に利用するための「保全の役割」を7項目示した。そして、我が国のE Tガイドは、自然観光資源に対する保全意識と保全行動を有することが推測され、実際に自発的に実践していることを示した。さらに、E Tガイドは、エコツアーに関係する自然観光資源に限れば、保全管理者や調査専門家による自然観光資源の保全を補助できる知識とその観察機会を有することを示した。